

研究論文

幼保連携型認定こども園の保育教諭における子育て支援に対する認識

松山 郁夫*

Recognition of the Child Care Support of Nursery Teachers in Centers for Early Childhood Education and Care

Ikuo MATSUYAMA

【要約】幼保連携型認定こども園の保育教諭を対象として、認定こども園における子育て支援に対する関心の度合いを問う、独自の質問を記載した質問紙調査票による調査を実施した。131名の有効回答を分析した結果、保育教諭は、子育て支援に対して、「家庭における子育てを健やかにする支援」、「病児保育等事業を充実させる支援」、「一時預かり事業等を充実させる支援」の3つの視点から捉えようとしていること等が考察された。

【キーワード】幼保連携型認定こども園、保育教諭、子育て支援

I はじめに

保育だけでなく、地域の子育て支援も行う施設として、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ認定こども園がある。学校教育のための施設としての側面もあり、児童福祉のための施設でもある。認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があるが、およそ7割が幼保連携型認定こども園となっている。

認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず利用することができるようになっている。利用する子供については、1号認定、2号認定、3号認定に区分される。1号認定（教育標準時間認定・満3歳以上）と2号認定（保育認定（標準時間・短時間）・満3歳以上）の幼児は、平成29年3月に内閣府が文部科学省・厚生労働省と連携して示した「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に従って、午前を中心に同じ保育室で教育・保育を受ける。その内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領の内容を含み、さらに認定こども園を利用する多様な子供・保護者に対する配慮に関する記述がされている（内閣府, 2017）。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第2条第7項では、「この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。」と定められている。このことから、「幼保連携型認定こども園には、「園児の保護者に対する子育て支援」と「地域における子育て家庭の保護者等に対する支援」と

*佐賀大学教育学部

いう役割が求められている」(矢野, 2019) と報告されている。

このような状況で、子育てにおいて拠点が担う役割が中心になることは、保護者の自己決定を希薄化させ、子育てに対する責任や意欲を育む機会を失うことになりかねない。「子育てに関する保護者との関係において、拠点は何ができるのか(できないのか)、何をしてよいのか(してはいけないのか)を十分に検討する必要がある」(浅井, 2020) と主張されている。幼保連携型認定こども園についても、子育て支援を行う拠点として、どのようなあり方で支援を行っていくのかを十分に検討する時機が来ている。

以上より、幼保連携型認定こども園における子育て支援の対象は子どものみならず、地域における子育て家庭の保護者も含むことになる。そのため、幼保連携型認定こども園の保育者である保育教諭が子育て支援に対して、どのように捉えているのかを明らかにすれば、今後の園の子育て支援のあり方を考えるための一助となる。しかしながら、このことについては、ほとんど研究がなされていない現状がある。したがって、本研究の目的は、幼保連携型認定こども園の保育教諭における子育て支援に対する認識を検討することである。

II 方法

1. 調査対象と調査項目

本研究では、幼保連携型認定こども園の保育教諭を対象として、子育て支援に対する関心の度合いを問う、独自の質問を記載した質問紙調査票による調査を実施した。

調査対象は、幼保連携型認定こども園に所属している保育教諭とした。

調査項目については、回答者のプロフィールに関する性別、年齢、職種、保育に関わった年数、また、認定こども園に所属していることを確認するため、所属する施設の種類の種類を付記した。

分析対象者 131 名の保育教諭のプロフィールは次の通りであった。男性 8 名 (6.1%)、女性 123 名 (93.9%)、年齢は 21 歳から 69 歳で、平均年齢 37.9 歳 (SD 12.6)、保育に関わった年数は 1 年から 40 年で、平均 12.3 年 (SD 9.9) であった。

2. 調査期間と調査方法

調査期間は、平成 30 年 10 月 20 日から同年 11 月 20 日までとした。

調査方法は、系統抽出法による無作為抽出法とした。質問紙調査票を送付する幼保連携型認定こども園を選ぶ際、まず 47 都道府県をエクセル上に並べ、RAND 関数を用いてランダムに並び替え、3 の倍数のあたる都道府県を除いた都道府県 32 か所を抽出した。次に、各都道府県の運営しているサイトより、上から X 番目に当たる幼保連携型認定こども園を選択した。無記名で独自に作成した質問紙調査票を郵送によって各 10 部配布し回収した。合計 21 か所から 182 名の回答が回収された。それらのうち、保育者として乳幼児に関わった年数が 1 年以上あり、且つ全質問項目に回答している 131 名の質問紙調査票を有効回答とした (有効回答率 72.0%)。

倫理的配慮として、質問紙調査票を郵送した幼保連携型認定こども園の園長および保育者に対して、書面にて本研究の目的、内容、結果の公表方法、協力は任意であること、回答への記入は無記名で行うこと、回答は個人を特定できないようにすべて数値化して集計するため、園名は一切出ないこと等を説明し、同意を得られた場合のみ回答を依頼した。回答をもって承諾が得られたこととした。

3. 調査項目の作成手順

平成29年3月31日に、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を改正する告示が公示された。これらについては、平成30年4月1日より施行されている。「幼稚園」は学校教育法上の「学校」として「幼稚園教育要領」、「保育所」は児童福祉法の「児童福祉施設」として「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園」は認定こども園法により「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて、各々教育・保育が行われている。また、「ねらい」・「内容」が記された5領域（健康、環境、人間関係、言葉、表現）によって保育内容が統一されている（小沼, 2018）。

そのため、「保育所保育指針」と「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「子育て支援」に記述されている文章すべてを使用して、意味内容をなるべく細分化しながら質問項目を作成することにした。その結果、31項目になった。これら31項目を3名の保育士に、保育所の保育士や認定こども園の保育教諭に対する質問紙調査に使用できるかどうかを個別的に尋ねたところ、全員から31項目すべて使用できるとの回答が得られた。したがって、幼保連携型認定こども園の保育教諭に対して質問項目として使用できるものと判断した。

子育て支援に対する関心の度合いを問う独自の31項目の質問項目における回答は、「まったく関心がない」（1点）、「あまり関心がない」（2点）、「どちらとも言えない」（3点）、「ある程度関心がある」（4点）、「かなり関心がある」（5点）までの5段階評価とした。なお、各質問項目について、等間隔に並べた1から5までの数字のうち、あてはまる数字に○を付けるようにした。

4. 分析方法

以上の質問項目への回答に対する分析方法として、各質問項目の平均値と標準偏差を算出した。次に、各質問項目についてPromax回転を伴う主因子法による因子分析を行った。また、因子分析によって得られた各因子の下位尺度に相当する項目の平均値を求めた。その際、因子ごとの項目数が異なるため、算出された平均値を項目数で除したものを平均値として示した。

各因子のCronbachの α 係数を求め、各因子別、及び全体としての内的一貫性を有するかどうかの検証も行った。さらに、各因子が正規分布しているか否かを確認するためにShapiro-Wilk検定を行った（ $p < .05$ ）。正規分布に従わないと判断された場合、Friedman検定を行い、その後の多重比較にはWilcoxonの符号付き順位検定にBonferroniの不等式を適用した。Friedman検定の有意水準を0.05（5%水準）とし、その後の多重比較の有意水準は0.0167（ $=0.05/3$, 5/3%水準）とした。

なお、統計処理には、IBM SPSS Statistics 22を使用した。

Ⅲ 結果

子育て支援に対する関心の度合いを問う独自の31項目の質問項目に関して、各項目の平均値・標準偏差については表1の通りであった。平均値の最小値は3.77（「1. 各地域の実態を踏まえること」）、最大値は4.78（「4. 保護者との信頼関係を基本にすること」）であった。全31項目中、5項目が3点台（16.1%）、26項目（83.9%）が4点台であった（表1）。

これら31項目について、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度は0.92であった。また、Bartlettの球面性検定では有意性が認められた（近似カイ2乗値 3517.88 $p < .01$ ）。このため、31項目については因子分析を行うのに適していると判断した。

これら31項目に対して主因子法による因子分析を行った。固有値の変化については16.93, 2.22,

1.69, 1.23, 1.16, ……というものであり、スクリープロットの結果からも3因子構造が妥当であると考えられた。そこで、3因子を仮定して主因子法・Promax回転による因子分析を行った。その結果、十分な因子負荷量を示さなかった3項目（「16. 保護者の多様化した保育の需要に応じること」、
「29. 市町村の支援を得て関係機関等との積極的な連携・協同を図ること」、
「30. 子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図ること」）を除外して、再度、主因子法・Promax回転による因子分析を行った。Promax回転後の因子パターンは表2の通りであった。回転前の3因子で28項目の全分散を説明する割合は 69.59%であった。なお、これら28項目について、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度は0.93であった。また、Bartlettの球面性検定では有意性が認められた（近似カイ2乗値 3224.48 $p < .01$ ）。

各因子のCronbachの α 係数を求めたところ、第1因子に関しては0.97、第2因子に関しては0.93、第3因子に関しては0.95、全項目に関しては0.97との値を示したことから、各因子別に見ても、全体としても、高い内的一貫性を有すると判断された。

第1因子は23項目で構成され、「9. 保護者が子育てに喜びを感じることに」、「4. 保護者との信頼関係を基本にすること」、「8. 保護者が子供の成長に気づくこと」、「24. 不適切な養育等疑われる場合には適切な対応を図ること」、「13. 子供のプライバシーを保護すること」、「14. 保護者との相互理解を図ること」、「7. 保育所の特性を生かすこと」など、家庭における子育てが健やかなものになることに関心を向ける内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで、「家庭における子育てを健やかにする支援」因子と命名した。

第2因子は3項目で構成され、「18. 病児保育等事業では子供の福祉が尊重されるように努めること」、「19. 病児保育等事業では子供の生活の連続性を考慮すること」、「17. 病児保育等事業では保護者の状況に配慮すること」であった。つまり、病児保育等事業を充実させるように支援することに関心が向かう内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで、「病児保育等事業を充実させる支援」因子と命名した。

第3因子は2項目で構成され、「27. 一時預かり事業等では各子供の心身の状態等を考慮すること」、「28. 一時預かり事業等では柔軟に活動を展開できるようにすること」であった。これらは、一時預かり事業等における子供の心身状態への配慮や柔軟な活動をすることで、一時預かり事業等を充実させることに関心が向かう内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで、第3因子「一時預かり事業等を充実させる支援」因子と命名した。

因子別の平均値は、第1因子4.47 (SD 0.55)、第2因子3.89 (SD 0.75)、第3因子4.09 (SD 0.79)であった。因子相関行列は表3の通りであった。

各因子についてShapiro-Wilk検定を行った結果、各統計量は、第1因子.748 ($p < .01$)、第2因子.910 ($p < .01$)、第3因子.860 ($p < .01$)であったため、各因子は正規分布に従わないことが示された。そのため、これら3因子間に対するFriedman検定を行った結果、各平均ランクについては第1因子2.42、第2因子1.63、第3因子1.95、カイ2乗値が40.20 ($p < .05$)で、有意差が認められた。その後、Wilcoxonの符号付き順位検定を行った結果、各因子の平均値間のすべてに有意差が認められた（表4）。このため、保育所の保育士は、保育における子育て支援に対して、第1因子「家庭における子育てを健やかにする支援」、第3因子「一時預かり事業等を充実させる支援」、第2因子「病児保育等事業を充実させる支援」の順に関心を向けていることが示唆された。

表1 子育て支援に対する関心の程度についての質問項目における平均値・標準偏差

質問項目	平均	標準偏
1. 各地域の実態を踏まえること	3.77	.759
2. 家庭の実態を踏まえること	4.46	.709
3. 保護者の気持ちを受けとめること	4.71	.610
4. 保護者との信頼関係を基本にすること	4.78	.565
5. 保護者の自己決定を尊重すること	4.38	.737
6. 保育士の専門性を生かすこと	4.53	.657
7. 保育所の特性を生かすこと	4.42	.706
8. 保護者が子供の成長に気づくこと	4.70	.613
9. 保護者が子育てに喜びを感じることに	4.73	.585
10. 地域の関係機関との連携・協力を図ること	4.16	.823
11. 保育者の体制構築に努めること	4.34	.754
12. 保護者のプライバシーを保護すること	4.65	.681
13. 子供のプライバシーを保護すること	4.67	.649
14. 保護者との相互理解を図ること	4.71	.607
15. 保育活動に対する保護者の参加を促すこと	4.29	.767
16. 保護者の多様化した保育の需要に応じること	3.95	.899
17. 病児保育等事業では保護者の状況に配慮すること	3.79	.761
18. 病児保育等事業では子供の福祉が尊重されるように努めること	3.99	.811
19. 病児保育等事業では子供の生活の連続性を考慮すること	3.88	.829
20. 子供に課題が見られる場合、関係機関との連携・協力を図ること	4.33	.740
21. 子供に課題が見られる場合、保護者への個別支援をすること	4.49	.723
22. 特別な配慮を要する家庭には状況等に応じ個別支援をすること	4.48	.735
23. 育児不安が見られる保護者には希望に応じて個別支援をすること	4.50	.671
24. 不適切な養育等疑われる場合には適切な対応を図ること	4.53	.697
25. 虐待が疑われる場合児童相談所に通告し適切な対応をとること	4.61	.689
26. 保育所保育の専門性を生かした積極的な子育て支援に努めること	4.47	.722
27. 一時預かり事業等では各子供の心身の状態等を考慮すること	4.13	.811
28. 一時預かり事業等では柔軟に活動を展開できるようにすること	4.05	.804
29. 市町村の支援を得て関係機関等との積極的な連携・協力を図ること	4.04	.758
30. 子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図ること	4.04	.747
31. 要保護児童等の諸課題に関係機関等と連携・協力して取り組むこと	4.17	.793

n=131

表2 子育て支援に対する関心の程度についての質問項目における因子分析結果

質問項目	第1因子	第2因子	第3因子
第1因子「家庭における子育てを健やかにする支援」			
9. 保護者が子育てに喜びを感じることに	.941	.168	.115
4. 保護者との信頼関係を基本にすること	.912	.133	.134
8. 保護者が子供の成長に気づくことに	.887	.030	.071
24. 不適切な養育等疑われる場合には適切な対応を図ること	.879	.036	.131
13. 子供のプライバシーを保護すること	.855	.009	.023
14. 保護者との相互理解を図ること	.847	.041	.034
7. 保育所の特性を生かすこと	.840	.134	.016
3. 保護者の気持ちを受けとめること	.831	.081	.166
21. 子供に課題が見られる場合、保護者への個別支援をすること	.820	.102	.113
12. 保護者のプライバシーを保護すること	.816	.018	.003
22. 特別な配慮を要する家庭には状況等に応じ個別支援をすること	.801	.092	.152
23. 育児不安が見られる保護者には希望に応じて個別支援をすること	.792	.043	.040
6. 保育士の専門性を生かすこと	.785	.079	.094
2. 家庭の実態を踏まえること	.770	.056	.033
15. 保育活動に対する保護者の参加を促すこと	.754	.085	.167
25. 虐待が疑われる場合児童相談所に通告し適切な対応をとること	.708	.045	.075
26. 保育所保育の専門性を生かした積極的な子育て支援に努めること	.707	.064	.156
11. 保育者の体制構築に努めること	.705	.061	.008
10. 地域の関係機関との連携・協同を図ること	.643	.064	.029
5. 保護者の自己決定を尊重すること	.634	.065	.044
20. 子供に課題が見られる場合、関係機関との連携・協同を図ること	.533	.401	.180
1. 各地域の実態を踏まえること	.469	.089	.044
31. 要保護児童等の諸課題に関係機関等と連携・協力して取り組むこと	.456	.362	.017
第2因子「病児保育等事業を充実させる支援」			
18. 病児保育等事業では子供の福祉が尊重されるように努めること	.024	.941	.052
19. 病児保育等事業では子供の生活の連続性を考慮すること	.000	.867	.094
17. 病児保育等事業では保護者の状況に配慮すること	.114	.833	.190
第3因子「一時預かり事業等を充実させる支援」			
27. 一時預かり事業等では各子供の心身の状態等を考慮すること	.006	.102	.913
28. 一時預かり事業等では柔軟に活動を展開できるようにすること	.015	.050	.895

n=131

表3 子育て支援に対する関心の程度についての質問項目における因子相関行列

因子名	第2因子	第3因子
第1因子「家庭における子育てを健やかにする支援」	.533	.445
第2因子「病児保育等事業を充実させる支援」		.267
第3因子「一時預かり事業等を充実させる支援」		

n=131

表4 子育て支援に対する関心の程度についての質問項目における各因子間の比較

因子間	度数	平均ランク	順位和	検定統計量 Z
第2因子<第1因子 負の順位	87	63.04	5484.50	-7.254* (正の順位に基づく)
第2因子>第1因子 正の順位	23	26.98	520.50	
第2因子=第1因子 同順位	2			
第3因子<第1因子 負の順位	70	65.31	4571.50	-4.759* (正の順位に基づく)
第3因子>第1因子 正の順位	18	36.50	1423.50	
第3因子=第1因子 同順位	3			
第3因子<第2因子 負の順位	27	34.19	923.00	-2.523* (負の順位に基づく)
第3因子>第2因子 正の順位	47	39.40	1852.00	

* $p < .05/3$ (= .0167) $n = 131$

IV 考察

子育て支援に対する関心の度合いを問う独自の31項目の質問項目に関して、各項目の平均値から、「保護者との信頼関係を基本にすること」を重視していること、および8割以上の項目が4点台であったことから、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、子育て支援に関することに広く目を向けている傾向があると示唆された。

第1因子「家庭における子育てを健やかにする支援」は、保育教諭が家庭における健やかな子育てがなされるように支援をしていることを表していると考えられる。なぜならば、幼保連携型認定こども園には、0歳から就学までの子供が集い、小さな子への思いやりや優しさを培う場となる。「幅広い年齢の子供が触れあうことで心の育ちが豊かになり、各保護者に多様な生活があることも受け入れていく。また、適切な規模の集団としての保育が行われ、子供の発想が生かされた多様な遊びが気の合う仲間同士で展開される」(田口, 2018)と言及されている。未就園の子供とその保護者を支え、安心して子育てのできる役割も担っている。このため、保育教諭には、家庭における健やかな子育てがなされるような働きかけをすることが容易で、その意義を重視しているものと推察されるからである。

第2因子「病児保育等事業を充実させる支援」は、保育教諭が病児保育等事業を充実させていくことの重要性を認識していることを表していると推測される。その理由として、児童福祉法第6条の3のなかに、「この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。」と規定されている。病児保育はニーズの高い保育サービスで、「近隣に頼れる人がいない共働き家庭が増加し、認定こども園においても病児保育が要望されている。病児保育の特徴は、病院を受診後の急性期の利用が最も多く、医療と保育看護の両方が整っていることが安心につながる。当日の利用児童数および利用児童の病態などから緊急の環境が整えられるためには、規定より手厚い職員の配置(利用児童2名につき保育士1名)や柔軟な配置が求められる」(高橋, 2019)と主張されている。これらの状況があることがあげられる。

第3因子「一時預かり事業等を充実させる支援」は、保育教諭が、主として保育所等を利用していない家庭を対象として、保育を受けるのが一時的に困難となった乳幼児を預かり、保護を行う子育て支援事業である一時預かり事業等を充実させる必要性を、高く認識していることを表しているの

ろう。なぜなら、一時預かり事業では、子供や保護者との人間関係が深まりにくい。そのため、「一時預かり担当保育者は、深まりにくい人間関係の中であっても、通常保育同様に、子供に十分な保育を提供したいと葛藤している。しかしながら、保育者は、一時預かり事業は子育て支援として福祉的な役割を果たしているという思いを抱くことでやりがいとし、保育を担っている」（加藤, 2019）と論及されているからである。

現在の日本では、子育てに関するニーズ多岐にわたり複雑化し、家族も支援の対象であるため、医療・保健・福祉・教育等の専門職によって行われ、各職種の枠組みを超えた連携が不可欠である。何より、家庭における子育てを健やかにする支援が必要である。また、支援に携わる職種の連携と各専門機関の連携によって、地域社会で切れ目のない支援が重要になる。その際、「一時預かり事業の利用は、乳幼児子育て期の保護者に多様な働き方や社会参加の機会を提供するものであるが、少子化対策として実施される子育て支援事業が、子育てしやすい社会への環境整備として十分に機能していない」（加藤・中坪, 2018）、及び「障害児や病児には、特別な配慮が必要となるケースがあるため、産まれてから将来に至るまでの連続性をもった包括的な支援が求められる」（笹川, 2014）との見解がある。これらのことから、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、子育て支援に対して、「家庭における子育てを健やかにする支援」、「一時預かり事業等を充実させる支援」、「病児保育等事業を充実させる支援」の順に関心を向けているものと考えられる。

V 結 論

本研究では、幼保連携型認定こども園の保育教諭における子育て支援に対する認識を検討した。子育て支援に対する関心の度合いを問う独自の31項目からなる質問紙調査によって、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、子育て支援に対して、保護者との信頼関係を基本にすることを重視していること、子育て支援に関することに広く目を向けている傾向があること、子育て支援を「家庭における子育てを健やかにする支援」、「一時預かり事業等を充実させる支援」、「病児保育等事業を充実させる支援」の3つの視点から認識していること、及びこの順に関心を向けていることが考察された。

謝 辞

本研究にご協力いただきました皆様に、感謝申し上げます。

引用文献

- 浅井拓久也（2020）地域子育て支援拠点での子育て支援に関する研究—拠点利用前後における母親の子育て不安の変化に着目して—。秋草学園短期大学紀要，（36），24-37。
- 加藤望（2019）一時預かり事業において保育者に生起する葛藤とその背景。保育学研究，57（3），8-19。
- 加藤望・中坪史典（2018）なぜ日本の乳幼児子育て期の保護者はリフレッシュ目的で一時預かり事業を利用しにくいのか？。広島大学大学院教育学研究科紀要。第三部，教育人間科学関連領域，（67），57-64。
- 内閣府（2017）幼保連携型認定こども園教育・保育要領。フレーベル館。
- 田口鉄久（2018）保育の充実をめざした幼保連携型認定こども園運営の工夫。鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文科学・社会科学編，（1），213-228。
- 高橋美知子（2019）健やかな育ちへの保障：病児保育の課題を中心に。花園大学社会福祉学部研究紀

要, (27), 27-38.

笹川拓也 (2014) 地域社会における子育て支援の現状と課題：子育て支援制度の変遷と子育て家庭の現状について. 川崎医療短期大学紀要, (34), 13-18.

矢野潔子 (2019) 幼保連携型認定こども園における子育て支援の現状と課題. 静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇, (70), 247-263.

(2022年1月28日 受理)